

新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言

令和5年2月7日 新宿区外部評価委員会決定

新宿区外部評価委員会では平成30年度から、それまでの計画事業評価に加え、総合計画の個別施策の評価を実施しているが、個別施策は総合計画の基本政策の実現に向け、区の実施の方向性を定めるものであり、個別施策の評価結果については、単年度の行政評価の過程では区の施策等に反映できない場合がある。

この課題に対応するため、第五期新宿区外部評価委員会（令和3～5年度）では、令和5年度に「新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）」の策定作業が実施されることを踏まえ、令和3・4年度の外部評価実施結果報告書から、両年度の外部評価対象となった7個別施策の評価結果及びその他意見につき、区が中長期的視点で取り組むべきと考える内容を抽出し、総合計画の個別施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する実行計画への提言として、下記のとおり取りまとめた。

なお、令和5年度の外部評価実施結果を踏まえた実行計画への提言についても、別途実施する予定である。

区におかれては、実行計画策定に当たり、本提言を前向きに受け止め、対応を検討していただきたい。

記

1 実行計画の策定に関する提言

(1) 指標設定について

ア 事業評価は、指標に掲げる目標の達成度と、事業実績等の情報を総合して実施することとしている。評価の客観性・安定性を担保するためには、アウトカム型の数値目標を設定するなど、事業成果を明確かつ定量的に確認できるものとなるよう、必要に応じた指標の見直しを行うべきである。

イ 事業実施にあたっては、コロナ禍での対応のように、状況に応じて内容・手法を変更することがあり得るが、指標設定にあたっては、そうした変更が生じた場合でも、事業評価の尺度として適切に機能することにも、留意する必要がある。

ウ より適切に事業評価を行い、広く区民の理解を得るため、指標については、その定義や設定理由が分かりやすく示されることが必要である。

また、指標の値が単年度の値なのか、複数年度の値を合算した累積値なのかを明記する等、曖昧さを払拭するための検討も重要である。

(2) 記載全般について

ア 予備知識のない区民でもなるべく事業内容を理解できるよう、計画書の記載全般につき、より分かりやすいものとされるよう期待する。

2 個別施策・事業内容に関する提言 [対象：令和3・4年度の外部評価対象となった7個別施策]

(1) 個別施策Ⅰ－3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」について

ア 障害当事者の話を聴く機会や、障害の有無に関わらず区民が共同で活動する機会を更に増やしていくことで「心のバリアフリー」を一層推進する等、当該施策の「めざすまちの姿・状態」欄に掲げられている「区民が互いに支援し合う関係づくり」に関わる取組を、より積極的にこの施策の軸のひとつと位置づける方向で、引き続き力を注がれるよう期待する。

イ 令和2(2020)年度において指標1、指標2ともに前年度の実績を下回ったことを踏まえ、その要因の検証結果を活用し、改善に努める必要がある。

(2) 個別施策Ⅰ－4「安心できる子育て環境の整備」について

ア 子育て環境の整備は、子どもの成育過程の中心である「家庭」を支援する視点、男性のさらなる子育て参加を支援する視点、さらには、子どもの育ちを支え合うまちづくりという視点を、十分意識して進める必要がある。

イ 大型マンションの建設等により人口が急増している地域への適切な対応や、児童虐待の防止にもつながる子育て環境の一層の充実を図るべきである。

ウ 複数年度にわたって進められる児童相談所の設置準備では、進行計画をより具体的に示し、区民の理解を得ながら進めていくことも重要である。

(3) 個別施策Ⅰ－9「地域での生活を支える取組の推進」について

ア 日本社会に占める高齢者、単身世帯の割合は増加していく見込みであり、当該施策による取組の重要性はますます高まっていく。高齢者や障害者等含め、皆が共に

生きる地域社会を目指し、成年後見制度、就労支援、民間賃貸住宅への円滑な入居促進のための助成といった各種支援が、必要な人に届くように、関係団体との協力も含め、更なる普及啓発を行う必要がある。

(4) 個別施策Ⅱ－1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」について

ア 令和4年度外部評価で当該個別施策を評価した際、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向けた取組の全体像、及びその中での各事業の必要性や優先度、区民に求めることを、区としてどのように考えているのかが分かりづらい。

これらを区民に対して分かりやすく示すとともに、区が有する災害関連情報をより積極的に公表、周知することで、区の取組に対する理解を得、区民からの協力をさらに引き出すことが、この施策の更なる推進にあたり必要である。

イ 例えば西新宿五丁目のように地価の高い地域で、木造密集地域解消のための市街地再開発を実施する際には、巨大な共同住宅を建設せざるを得ないということは理解できるが、当該再開発エリアと周辺エリアとの関係性や街並みの連続性という意味では、課題を生じる手法であることも否めない。

こういった課題に対し、ソフト・ハード両面の視点から、対応を検討すべきである。

(5) 個別施策Ⅲ－8「地球温暖化対策の推進」について

ア 昨今の水害の多発など、多くの災害が地球温暖化に起因すると強く指摘される中で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、区はゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、施策全体として大きな変革の時である。このため、区としてゼロカーボンシティの実現に必要な施策・事業体系の再構築を行い、これをわかりやすく全体像として示す計画を策定する必要がある。この取組について区民や事業者に対しての周知を強化し、多主体の共感と協力を得ながらゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めるべきである。

(6) 個別施策Ⅲ－12「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」について

ア 一人でも多くの方が参加できるような、魅力ある企画やPR活動により、区民一人ひとりが新宿の文化や歴史の魅力により一層関心を高め、また愛着と誇りを育み、多くの人が繰り返し訪れたいくなるまちづくりを推進する必要がある。

これからも、新宿区ゆかりの文化人などを貴重な文化歴史資源として、全国に広く情報を発信し、埋もれた文化芸術など、新宿の多彩な魅力を発掘、創造、発信し続けるべきである。

イ 今後も新宿の文化芸術活動を推進するには、新たな魅力づくりを行うとともに、行政だけではなく、活動に熱心な区民の協力を得ながら、区民や国内外から新宿を訪れる人に対して広くアピールしていくことが必要である。

(7) 個別施策Ⅲ－１５「多文化共生のまちづくりの推進」について

ア 感染症や地震、台風等の危機管理関係の情報に外国人住民がアクセスしやすい情報提供のあり方や、日本人住民と外国人住民がともに行う地域活動について、関係する他部署とも緊密に連携し、さらに充実した取組を行う必要がある。